**自治会町内会規約例**

　この規約例は、自治会町内会設立に際して新たに規約を作成されたり、改正されるときのための参考例です。地域の実情にあった規約づくりのご参考として、お役立てください。

　なお、地方自治法による法人格を取得される場合は、同法の規定に則った内容にしていただく必要があります。詳しくは各区地域振興課にお問い合わせください。

-------------------（ここから上は削除してお使いください）-------------------

**○○会規約**

制定　○○年○月○日

最近改正　○○年○月○日

**第１章　総則**

（名称及び事務所）

第１条　本会は○○会（以下「本会」という。）と称し、事務所を横浜市○○区○○町○番○号に置く。

（注）「事務所を会長宅に置く。」とすることも可能です。

（区域）

第２条　本会の区域は、横浜市○○区○○町○番○号から○番○号までの区域とする。

（会員）

第３条　本会の会員は、第２条に定める区域に住所を有する世帯をもって構成する。

２　本会へ入会及び退会しようとする者は、会長に届け出るものとする。

３　本会へ入会の届け出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

４　会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

1. 第２条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
2. 本人より第３条第２項に定める退会の届け出があった場合

５　会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

（目的）

第４条　本会は、会員相互の親睦及び福祉の増進を図り、地域課題の解決等に取り組むことにより、住みよい地域社会の形成に資することを目的とする。

（事業）

第５条　本会は、第４条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）会員相互の親睦に関すること

（２）清掃、美化等の環境整備に関すること

（３）防災、防火、交通安全に関すること

（４）地域の福祉に関すること

（５）住民相互の連絡、広報に関すること

（６）○○会館の維持管理に関すること

（７）……

**第２章　役員**

（注）役員については、規約の中で、その設置や人数、役割などを記しておくことが望ましいです。（会の規模等の必要に応じて部長、班長等を設置される場合も、規約の中で明らかにしておくことが望ましいです。）

（役員の種別）

第６条　本会に、次の役員を置く。

（１）会長　　　　１名

（２）副会長　　　○名

（３）会計　　　　○名

（４）○○部長　　○名

（５）班長　　　　各班１名

（６）監事　　　　○名

（役員の選任）

第７条　会長、副会長、会計及び監事は、総会において、会員の中から選任する。

２　部長は、会員の中から、会長が委嘱する。

３　班長は、各班の会員の中から、互選により選出する。

４　監事は、会長、副会長及びその他の役員と兼ねることはできない。

（役員の職務）

第８条　役員は、次の職務を行う。

（１）会長は、本会を代表し、会務を総括する。

（２）副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（３）会計は、本会の会計事務を処理する。

（４）部長は、会長の命を受けて、会務を分担する。（例：総務担当、広報担当、環境整備担当、防犯担当、交通安全担当、福祉担当、青少年担当、会館担当等）

（５）班長は、会員との連絡調整にあたる。

（６）監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不整の事実を発見したときは、総会に報告することとし、報告のために必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

（役員の任期）

第９条　役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の解任）

第10条　役員が、規約に違反したとき又は本会の名誉を傷つける行為をしたときは、総会の議決により解任することができる。

**第３章　総会**

（注）総会は、自治会町内会における最高の意思決定機関として、その構成や表決権の設定、及び成立の要件や出席者、議決数、委任状の取り扱いなどについて、会員間に疑問が生じないよう、規約で明確に定めておくことが望ましいです。

（総会の構成）

第11条　総会は、全会員をもって構成する。

（総会の種別）

第12条　総会は、定期総会及び臨時総会とする。

２　定期総会は、毎年○月に開催する。

３　臨時総会は、会長が必要と認めたとき、全会員の○分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第８条第１項第６号の規定により監事から請求があったときに開催する。

（総会の招集）

第13条　総会は、会長が招集する。

２　総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して、会議の○日前までに通知しなければならない。

（総会の審議事項）

第14条　総会は、次の事項を審議し、議決する。

（１）事業計画及び事業報告に関する事項

（２）予算及び決算に関する事項

（３）役員の選任及び解任に関する事項

（４）規約の変更に関する事項

（５）……

（６）その他の重要事項

（総会の議長）

第15条　総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選任する。

（総会の定足数）

第16条　総会は、全会員の２分の１以上の出席がなければ開催することができない。

（総会の議決）

第17条　総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会員の表決権）

第18条　会員は、各々１票の表決権を有する。

（総会の書面表決等）

第19条　やむを得ない理由のために総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

２　前項の場合における第16条及び第17条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

（総会の議事録）

第20条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）会員の現在数及び出席者数（委任状及び書面表決書を提出した会員を含む）

（３）開催目的、審議事項及び議決事項

（４）議事の経過の概要及びその結果

（５）……

２　議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人○名以上の署名押印をしなければならない。

**第４章　役員会**

（役員会の構成）

第21条　役員会は、役員（監事を除く）をもって構成する。

（役員会の招集）

第22条　役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

（役員会の審議事項）

第23条　役員会は、会長が議長となり、次の事項を審議し、議決する。

（１）総会に付議すべき事項

（２）総会において議決された事項の執行に関する事項

（３）……

（４）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

**第５章　会計**

（経費）

第24条　本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

（会費）

第25条　本会の会費は、１世帯あたり月額○円とする。

（会計年度）

第26条　本会の会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

**第６章　雑則**

（委任）

第27条　この規約に定めるもののほか必要な事項は、総会又は役員会の議決を経て、別に会長が定める。

附則

この規約は、○○年○月○日から施行する。